

ふるさと納税制度（寄付金控除）のイメージ

新潟県への寄付については、まず申込書を県へご提出ください。

(提出方法)

郵便・FAX・県庁 HP から電子申請・ご来庁

応援する
自治体へ

35,000 円の寄付



寄付先の自治体



ふるさとへ寄付される方
例・住民税額が30万円で
所得税率10%の方が

35,000 円寄付した場合

領収証書の
発行

確定申告

確定申告により、所得
税・住民税双方の軽減
が受けられます。
住民税の軽減のみを
受ける方は、お住まい
の市区町村への簡易
申告のみで済みます。

住民税の税額控除

27,000 円の控除

お住まいの市区町村

所得税
の還付

3,000 円の還付

連絡

税務署

寄付金

5 千円を
超える部分
5 千円

寄付金額の 5 千円を
超える部分を控除 (**上限あり**)

5 千円は控除対象外

税金の
軽減額

納税
する額

上限額は、おおよそ個人が1年間に納める
住民税の一割程度です。

控除される金額や具体的な寄付金控除の手続きについては、寄付先の自治体又はお住まいの自治体にお問い合わせください。

ふるさと新潟応援サイト・ふるさと新潟応援団

ふるさと新潟応援サイトを開設しました

「ふるさと新潟応援寄付金」や新潟県への交流・定住に関する情報を発信する「ふるさと新潟応援サイト」を開設しました。

<http://www.pref.niigata.lg.jp/chikiseisaku/furusato.html>

ふるさと新潟応援団に登録しませんか

新潟県では、ふるさとを応援してくれる方を募集しています。応援団に登録された方には、応援団登録証を発行し、ふるさと情報(体験ツアー、イベント情報等)を提供させていただきますので、登録をご希望される方は、寄付金申込書又は県 HP 「ふるさと新潟応援サイト」からお申し込みいただくか、下記へお問い合わせください。

新潟県総務管理部地域政策課 交流・定住促進班

電話 025-280-5088 FAX 025-280-5227

E-Mail ngt010130@pref.niigata.lg.jp



H20.3.1 に、「雪割草」が「新潟県の草花」として指定されました!